

# 公定価格について

平成25年10月18日

# 目次

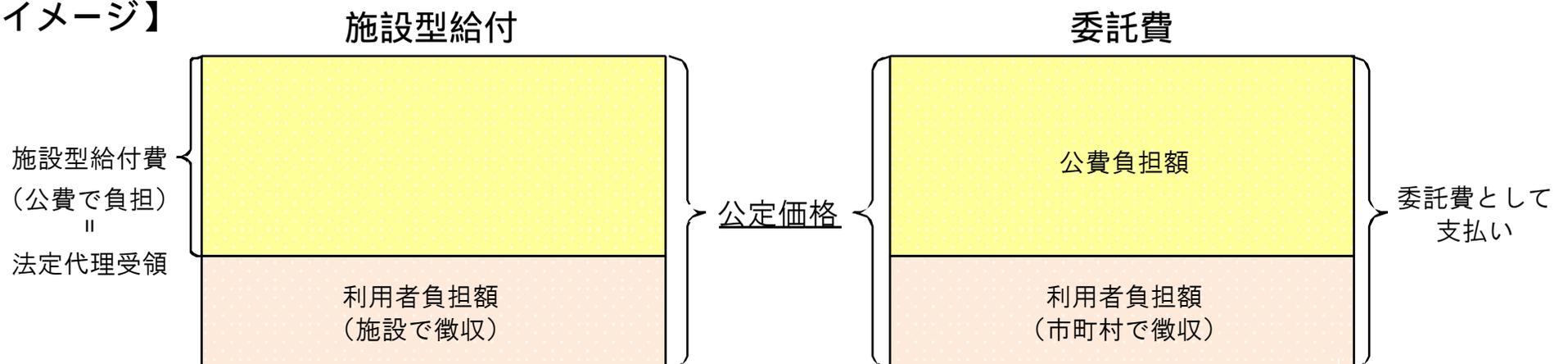
1. 公定価格の概要・基本理念等	2
2. 検討スケジュール（イメージ）	7
3. 公定価格の検討に当たって	9
4. 経営実態調査（収支状況等）について	11
5. 検討の視点（経営実態調査の結果等を基にした視点）	17
I. 現行制度下での収支の状況等	17
II. 公定価格の設定に当たっての基本的な考え方	20
III. 骨格（算定構造）に関する検討の視点	22
1. 認定区分との関係	26
2. 年齢との関係	30
3. 保育必要量との関係	32
4. 地域区分との関係	34
5. 定員規模との関係	39
6. 施設・事業との関係	44
7. 各種加算等	46
IV. 特例給付に関する検討の視点	52
V. その他	58

# 1. 公定価格の概要・基本理念等

## 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。  
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。  
(子ども子育て支援法27条、29条等)  
「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」  
※この基本構造は委託費も同様。
- 公定価格の検討に当たって念頭に置く必要のある、法律に規定されている事項等は、次ページのとおり。

### 【イメージ】



## 2. 基本理念等

### (1) 子ども・子育て支援法の基本理念

- 子ども・子育て支援給付を検討していくに当たっては、その内容及び水準は全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものであるとともに、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう留意する必要がある。（支援法2条2項・3項）

### (2) 公定価格の構造

- 公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。（支援法27条3項1号、29条3項1号等）

※ 保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費等を支給する保育の量）

### (3) 公定価格の設定のための手続き

- 公定価格は、施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用の額を算定するための基準であり、上記（2）の通り、内閣総理大臣が定めることとされている。
- その際、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととされている。（支援法27条4項、29条4項等）

### (4) 制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）

- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
  - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
  - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。

- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。
    - ※ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
  - ・ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。
- 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。
- 支払い方法
- ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
  - ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
    - ※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。また、休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
- 職員配置の充実など必要な事項※については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。
- ※ 主な内容
- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充※子ども・子育てビジョンベース
  - 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
  - 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
  - 小規模保育など新たな保育の類型を創設
  - 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実等
  - 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
  - 3歳児を中心とした配置基準の改善

- 病児・病後児保育（看護師等の施設への配置を含む。）、休日保育の充実
- 地域支援や療育支援の充実
- 給付の一体化に伴う所要の措置（施設の事務体制を含む。）等
- 総合的な子育て支援の充実
- 「子育て支援コーディネーター」（仮称）による利用支援の充実等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

- 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

#### （5）子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議（主として公定価格に関わる事項）

- 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
  - ・ 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
  - ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。

- ・ 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

## ２．検討スケジュール（イメージ）

- 公定価格の具体的な金額は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める公定価格の「骨格（算定構造）」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。
- ※ 国・地方自治体においても、事業計画の策定や平成27年度概算要求に向けて所要額を見込む必要がある。

### 平成25年度

9月～

- 子ども・子育て会議において順次議論

～年度末

- 子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ

※「骨格」＝「基本部分・加算部分・減算部分の構造」

### 平成26年度

4月～6月頃

- 骨格、仮単価の提示

- 概算要求に向け、保育所、幼稚園などに係る給付等の所要額の見込み

※幼稚園は新制度への移行と現行制度への残留の両者が想定されるため、概算要求に向けて意向調査を実施予定。

8月

- 概算要求

10月頃～

- 各市町村で平成27年度の保育所入所手続きを開始、各幼稚園で平成27年度の園児募集

年末・年度末

- 国ベースの金額の確定（政府予算案）

- 子ども・子育て会議で諮問・答申

※消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされており、本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

## 本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き (想定)			4月 消費税8%引き上げ 保育緊急確保事業実施	本格施行(注1) 10月 消費税10%に引き上げ(注2)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準(幼保連携型 認定こども園)・ 確認基準		会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の 認定基準		会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示	利用者負担の設定
市町村事業		会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園 保育要領(仮称)		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討	保育緊急確保事業の実施	
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 一元的実施体制を整備

子ども・子育て会議設置  
地方版も  
順次設置

(注1) 本格施行の時期については、実際の消費税率引き上げ時期を踏まえて検討。  
 (注2) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。  
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

### 3 . 公定価格の検討に当たって

#### (1) 議論の進め方 ※P 7 参照

○ 2 のスケジュールでお示ししたとおり、公定価格の具体的な金額に関しては予算関連事項となるため、最終的に平成27年度予算編成を経て決定することになる。

- そのため、当面、本部会においては、
- ・ 公定価格の算定に当たっての「基本的な考え方（ルール）」
  - ・ 国が定める公定価格の「骨格（算定構造）」
  - ・ 利用者負担の在り方

といった公定価格の体系について御議論の上、今年度内に固めていただくことが必要。

※ 別途、運営基準において、給付を受ける施設・事業に関するルールを検討

- その上で、平成27年度予算編成を経て、公定価格の具体的な金額を含めた最終的な姿について、子ども・子育て会議に諮問し、答申をいただき決定することが必要。

#### (2) 公定価格の設定に当たって

○ 検討に当たっては、上記1の2で示した基本理念等を踏まえつつ、以下の観点に基づき、その内容・水準に関する検討が必要ではないか。

- ・ 地域において安定的かつ良質な教育・保育を効率的に提供していくこと
- ・ 現行制度からの円滑な移行を念頭におくこと
- ・ 経営実態調査の結果などにより、施設経営の実態を勘案すること
- ・ 求められる職員配置等の基準など、質の改善についても考慮していくこと

## (参考) 子ども・子育て支援新制度における公定価格 (骨格イメージ)

### 公定価格 (基本額) イメージ

基本額 (1人当たりの単価)

[基本構造: 人件費、事業費、管理費]

[利用定員別、地域区分別]

[認定区分別、保育必要量]

※利用定員別: 施設の規模による経費構造の違いを考慮 (附帯決議)

地域区分別: 地域別の人件費等の違いを考慮 (附帯決議)

認定区分別: 年齢 (0~2歳、3~5歳など)、保育の必要性に係る区分を考慮 (支援法)

保育必要量: 保育の必要量を考慮 (支援法)

### 公定価格 (加算) イメージ

加算額

[〇〇加算]

基本額 (1人当たりの単価)

※加算や減算措置のあり方についてはP46参照

## 4 . 経営実態調査（収支状況等）について

### （1）調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等について、幼稚園・保育所等の経営実態の把握や施設・設備の状況等について調査を実施し、制度の施行に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

### （2）調査の対象

幼稚園・保育所（認定こども園である幼稚園・保育所を含む。）

### （3）調査対象の選定方法

調査対象となる施設を、幼稚園・保育所ごとに、級地区分、施設・事業所規模別に層化し、層ごとに1／1～1／10（全体で1／3）の抽出率により無作為に客体を選定した。

ただし、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町の幼稚園・保育所及び調査時点で東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域に指定されている地域に所在する幼稚園・保育所を除外している。

### （4）調査項目

#### ①施設の状況等

設置場所（地域）

定員数

入所児童数

開所時間 等

#### ②施設設備の状況等

園舎、居室の面積、

運動場・屋外遊戯場の設置状況

調理室の設置状況 等

#### ③収支状況

収入の状況

公費支援による収入

・運営費・補助金収入

利用料収入

そのほかの事業収入、補助収入 等

支出の状況

人件費にかかる支出

・人件費支出

管理事務等にかかる支出

・事務費、事業費・教育研究経費・管理経費支出

その他の支出

④実費徴収の状況  
実費徴収の対象費目  
実費徴収額 等

⑤職員の状況  
職種別の配置人員、平均勤続年数  
職種別の給与月額

(5) 調査の期日

平成25年2月

※ 調査項目の①・③・④については、平成23年度の状況（①の一部は、平成25年2月の状況）、  
②・⑤については、平成25年2月の状況を調査

(6) 回収状況

	施設数 ①	調査客対数 (配布数) ②	回収数		有効回答数 (収支状況等)		有効回答数 (職員給与等)	
			③	回収率 ④(③/②)	⑤	有効回答率 ⑥(⑤/③)	⑦	有効回答率 ⑧(⑦/③)
幼稚園	13,392	4,455	3,372	75.7%	1,771	52.5%	1,492	44.2%
公立	5,156	1,690	1,380	81.7%	744	53.9%	625	45.3%
うち幼保連携型認定こども園	-	-	40	-	12	30.0%	15	37.5%
うち幼稚園型認定こども園	-	-	2	-	0	0.0%	0	0.0%
私立	8,236	2,765	1,992	72.0%	1,027	51.6%	867	43.5%
うち幼保連携型認定こども園	-	-	105	-	37	35.2%	51	48.6%
うち幼稚園型認定こども園	-	-	51	-	27	52.9%	19	37.3%
保育所	22,978	7,709	5,557	72.1%	1,875	33.7%	1,599	28.8%
公立	11,132	3,495	2,787	79.7%	558	20.0%	748	26.8%
うち幼保連携型認定こども園	-	-	34	-	7	20.6%	4	11.8%
うち保育所型認定こども園	-	-	13	-	3	23.1%	0	0.0%
私立	11,846	4,214	2,770	65.7%	1,317	47.5%	851	30.7%
うち幼保連携型認定こども園	-	-	100	-	30	30.0%	26	26.0%
うち保育所型認定こども園	-	-	20	-	7	35.0%	5	25.0%

(7) 調査結果について

(3) のとおり、本調査では層ごとに抽出率を変えて客体を選定しているが、

- ① P13、14の結果については、有効回答の結果を単純集計し、（前回お示したものと同様）
- ② P15、16の結果については、層ごとの母数を基に統計処理(\*)を加え、全国平均の数値として集計している。

※P17以降の「検討の視点」では、②により集計した結果をお示ししている。

(\*)例えば、定員規模「60人未満」の施設が、全国で100か所（母数）あり、当該定員規模の施設の有効回答数が10か所の場合、集計を行う際に、母数に対する有効回答数の割合（×10倍）で調査結果にウェイトをかけて平均値を算出（統計調査で一般的に用いられる手法） 12

# 調査結果の概要（平成23年度の1施設当たりの平均の収支状況）

## （1）幼稚園

単純集計

収支状況		私 立		公 立	
		金 額		金 額	備 考
I 消費収入	(1) 学生生徒納付金	51,758千円		6,374千円	公立施設については、市区町村の会計において ・特別会計として区分経理されていない ・施設ごとに区分経理することとされていない ・会計上の科目が学校法人や社会福祉法人と異なることから、私立施設と異なり、必ずしも施設ごとの収入・支出を正確に反映したものとなっていない。  具体的には、 ○収入面でいえば、 ・保育料を一括収納している ○支出面でいえば ・人件費を複数の施設で一括計上していたり、本庁の職員の人件費と一体的に計上している ・事務費・管理費も人件費と同様に処理しているなどの場合がある。
	(2) 補助金	30,723千円		38千円	
	(3) 事業収入	9,319千円		556千円	
	(4) その他収入	5,291千円		1,471千円	
	(5) 基本金組入額	▲6,203千円		▲15千円	
II 消費支出	(1) 人件費	58,018千円		33,175千円	
	(2) 教育研究経費・管理経費	22,601千円		3,908千円	
	(3) 減価償却費	6,978千円		20千円	
	(4) その他支出	740千円		5千円	
①収入 I		90,888千円		8,424千円	
②支出 II		88,337千円		37,108千円	
施 設 数		1,027か所		744か所	
平 均 定 員		196人		134人	
平均入所児童数		165人		79人	

（注）認定こども園である幼稚園を含む。

(2) 保育所

単純集計

収 支 状 況		私 立
		金 額
Ⅰ 事業活動収入	(1) 運営費収入	109,372千円
	(2) 利用料収入	2,940千円
	(3) 補助金収入	26,537千円
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額等	2,678千円
	(5) その他収入	3,044千円
Ⅱ 事業活動支出	(1) 人件費支出	101,418千円
	(2) 事務費支出	12,245千円
	(3) 事業費支出	16,067千円
	(4) 減価償却費	6,440千円
	(5) その他支出	1,362千円
Ⅲ 事業活動外収入		815千円
Ⅳ 事業活動外支出		1,590千円
① 収入	I - I(4) + Ⅲ	142,708千円
② 支出	Ⅱ + Ⅳ - I(4)	136,445千円

公 立	
金 額	備 考
9,541千円	公立施設については、市区町村の会計において ・特別会計として区分経理されていない ・施設ごとに区分経理することとされていない ・会計上の科目が学校法人や社会福祉法人と異なることから、私立施設と異なり、必ずしも施設ごとの収入・支出を正確に反映したものとなっていない。  具体的には、 ○収入面でいえば、 ・保育料を一括収納している ○支出面でいえば ・人件費を複数の施設で一括計上していたり、本庁の職員の人件費と一体的に計上している ・事務費・管理費も人件費と同様に処理しているなどの場合がある。
13,389千円	
1,908千円	
4千円	
2,119千円	
106,910千円	
6,725千円	
10,705千円	
83千円	
97千円	
6,093千円	
350千円	
33,051千円	
124,867千円	

施 設 数	1,317か所
平 均 定 員	123人
平均入所児童数	132人

558か所
113人
105人

(注) 認定こども園である保育所を含む。

# 調査結果の概要（平成23年度の1施設当たりの平均の収支状況）

## （1）幼稚園

### 統計処理後（全国平均値）

収支状況		私立
		金額
I 消費収入	(1) 学生生徒納付金	53,934千円
	(2) 補助金	32,444千円
	(3) 事業収入	9,919千円
	(4) その他収入	5,693千円
	(5) 基本金組入額	▲6,719千円
II 消費支出	(1) 人件費	60,543千円
	(2) 教育研究経費・管理経費	23,782千円
	(3) 減価償却費	7,493千円
	(4) その他支出	817千円
①収入 I		95,270千円
②支出 II		92,634千円

公立	
金額	備考
4,947千円	公立施設については、市区町村の会計において ・特別会計として区分経理されていない ・施設ごとに区分経理することとされていない ・会計上の科目が学校法人や社会福祉法と異なることから、私立施設と異なり、必ずしも施設ごとの収入・支出を正確に反映したものとなっていない。  具体的には、 ○収入面でいえば、 ・保育料を一括収納している ○支出面でいえば ・人件費を複数の施設で一括計上していたり、本庁の職員の人件費と一体的に計上している ・事務費・管理費も人件費と同様に処理しているなどの場合がある。
74千円	
679千円	
703千円	
▲11千円	
27,112千円	
3,176千円	
28千円	
2千円	
6,393千円	
30,318千円	

施設数	1,027か所
平均定員	211人
平均入所児童数	176人

744か所
112人
65人

（注）認定こども園である幼稚園を含む。  
 ※ 層ごとの統計処理を基に全国平均の値を推計。

(2) 保育所

統計処理後 (全国平均値)

収 支 状 況		私 立
		金 額
I 事業活動収入	(1) 運営費収入	89,738千円
	(2) 利用料収入	2,445千円
	(3) 補助金収入	18,582千円
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額等	1,934千円
	(5) その他収入	2,262千円
II 事業活動支出	(1) 人件費支出	80,887千円
	(2) 事務費支出	9,500千円
	(3) 事業費支出	12,917千円
	(4) 減価償却費	5,013千円
	(5) その他支出	997千円
III 事業活動外収入		601千円
IV 事業活動外支出		1,098千円
①収入	I - I(4) + III	113,627千円
②支出	II + IV - I(4)	108,479千円

公 立	
金 額	備 考
9,243千円	公立施設については、市区町村の会計において ・特別会計として区分経理されていない ・施設ごとに区分経理することとされていない ・会計上の科目が学校法人や社会福祉法人と異なる ことから、私立施設と異なり、必ずしも施設ごとの収入 ・支出を正確に反映したものとなっていない。  具体的には、 ○収入面でいえば、 ・保育料を一括収納している ○支出面でいえば ・人件費を複数の施設で一括計上していたり、本庁の 職員の人件費と一体的に計上している ・事務費・管理費も人件費と同様に処理している などの場合がある。
11,566千円	
1,549千円	
1千円	
1,622千円	
85,224千円	
5,255千円	
9,219千円	
29千円	
182千円	
3,527千円	
196千円	
27,507千円	
100,104千円	

施 設 数	1,317か所
平 均 定 員	94人
平均入所児童数	102人

558か所
93人
85人

(注) 認定こども園である保育所を含む。

※ 層ごとの統計処理を基に全国平均の値を推計。

## 5 . 検討の視点（経営実態調査の結果等を基にした視点）

- ※ 本資料は、経営実態調査の結果等を基に、事務局において検討の視点を整理したものの。
- ※ 本資料における収支状況に関する結果は、主として私立施設の状況によりお示ししている。
- ※ 個別の論点については、今回お示しする以外のものについても、順次必要な分析後お示しする予定。

### ・ 現行制度下での収支の状況等

#### (1) 収支状況

##### ① 幼稚園

	全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
1 施設当たり収入	95,270千円	95,821千円	74,748千円	106,230千円
1 施設当たり支出	92,634千円	93,205千円	73,354千円	101,431千円
収 支 差	2,636千円	2,616千円	1,394千円	4,799千円
施設数	1,027か所	963か所	37か所	27か所
平均定員	211人	213人	154人	227人
平均入所児童数	176人	177人	138人	198人

※ 「全体」は、全ての幼稚園の状況。「幼稚園（認定こども園以外）」は、認定こども園を構成する幼稚園以外の幼稚園全ての状況。「幼保連携型」は、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園の状況。「幼稚園型」は、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分の状況。（会計処理の方法によっては、保育所機能部分が含まれている可能性がある。）（以下同じ。）

##### ② 保育所

	全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
1 施設当たり収入	113,627千円	116,115千円	70,590千円	149,049千円
1 施設当たり支出	108,479千円	111,052千円	64,539千円	136,333千円
収 支 差	5,149千円	5,063千円	6,051千円	12,716千円
施設数	1,317か所	1,280か所	30か所	7か所
平均定員	94人	96人	49人	135人
平均入所児童数	102人	105人	52人	156人

※ 「全体」は、全ての保育所の状況。「保育所（認定こども園以外）」は、認定こども園を構成する保育所以外の保育所全ての状況。「幼保連携型」は、幼保連携型認定こども園を構成する保育所の状況。「保育所型」は、保育所型認定こども園を構成する保育所部分の状況。（会計処理の方法によっては、幼稚園機能部分が含まれている可能性がある。）（以下同じ。）

幼保連携型全体
150,217千円
141,657千円
8,560千円
19か所
201人
192人

※ 「幼保連携型全体」は、幼保連携型認定こども園全体の状況。（対になる幼稚園及び保育所の収支を機械的に合算したもの。）

## (2) 職員1人当たり給与月額

### ① 幼稚園

私立施設		全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型			
全職種(常勤・非常勤)	261,840円	(10.2年)	263,340円	(10.3年)	250,752円	(9.1年)	236,695円	(9.8年)
園長(常勤)	504,017円	(27.4年)	505,869円	(27.1年)	499,649円	(29.1年)	455,990円	(32.3年)
教諭(常勤)	252,348円	(7.2年)	253,839円	(7.3年)	240,405円	(6.4年)	229,264円	(6.5年)
公立施設		全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型			
全職種(常勤・非常勤)	332,590円	(14.1年)	333,294円	(14.2年)	299,101円	(12.5年)	—	
園長(常勤)	507,478円	(32.1年)	511,051円	(32.2年)	307,886円	(27.0年)	—	
教諭(常勤)	370,098円	(13.8年)	371,277円	(13.8年)	315,897円	(10.8年)	—	

### ② 保育所

私立施設		全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型			
全職種(常勤・非常勤)	259,385円	(9.4年)	262,438円	(9.6年)	207,396円	(6.0年)	256,863円	(7.5年)
施設長(常勤)	532,097円	(24.1年)	541,003円	(24.9年)	376,301円	(10.7年)	580,360円	(36.4年)
保育士(常勤)	255,415円	(9.9年)	258,441円	(10.1年)	203,921円	(6.7年)	252,383円	(5.8年)
公立施設		全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型			
全職種(常勤・非常勤)	297,989円	(13.0年)	298,137円	(13.0年)	285,026円	(10.5年)	231,680円	(13.0年)
施設長(常勤)	545,053円	(33.6年)	545,089円	(33.6年)	547,685円	(34.0年)	485,617円	(2.0年)
保育士(常勤)	287,431円	(11.8年)	287,494円	(11.8年)	286,963円	(10.9年)	222,087円	(13.1年)

※ ( ) 内は、平均勤続年数。常勤職員の給与には、月額給与のほか、賞与の年額の1/12の額が含まれる。

(参考) 各職種の賃金構造について (資料出所) 平成24年賃金構造基本統計調査

	決まって支給する 現金給与 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	給与月額 ①+ (②/12月)	勤続年数
全職種	325.6千円	819.3千円	393.9千円	11.8年
看護師	326.9千円	786.9千円	392.5千円	7.1年
福祉施設介護員	218.4千円	474.4千円	257.9千円	5.5年
ホームヘルパー	208.5千円	282.6千円	232.1千円	5.1年
幼稚園教諭	225.0千円	652.6千円	279.4千円	7.4年
保育士	214.2千円	579.9千円	262.5千円	7.8年

- 職員1人当たりの給与月額を見ると、幼稚園・保育所ともに公立施設と比較して私立施設は低い傾向が見られる。
- 幼稚園教諭、保育士については、民間の他の職種と比較して低い傾向が見られる。

### 【検討の視点】

(1)、(2)の状況を踏まえると、質の高い教育・保育の提供や職員の定着・確保という観点から、現在の公費負担の水準を念頭に、処遇改善等の質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

※ 地域型保育事業については、別途実施している実態調査の結果等を踏まえて検討。

## ・ 公定価格の設定に当たっての基本的な考え方

(1) 公定価格は、法律上「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とされており、「基本制度」では、「質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。」とされている。

(2) 給付額の算定に当たっては、例えば、例1、2のような方法が考えられ、それぞれの特徴、留意点は以下のとおり。

### 例1 個別費目の積み上げ方式（保育所運営費等）

人件費、事業費、管理費等について、各々対象となる費目を積み上げ、費用を算定。

#### 特徴

- ・ 給付費の中に積み上げる対象項目（国の算定基準）が明確になることから、他の補助事業との組み合わせが実施しやすく、特に人件費については、経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乘せが実施しやすくなる。

#### 留意点

- ・ 実際に事業に要した費用（実態）と積み上げた給付費（モデル）の間にずれが生じる可能性がある。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果を直接反映させる形ではなくなる。

### 例2 包括的な報酬体系（介護保険制度等）

サービスに要する平均的な費用を実態調査により把握し、人件費、事業費、管理費等を包括的に評価し算定。

#### 特徴

- ・ 実際に事業に要した費用（実態）に対応した給付費を設定しやすい。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果が直接反映される形になる。

#### 留意点

- ・ 給付費の中に積み上げられた対象項目が必ずしも明確でない部分が出てくるため、他の補助事業との組み合わせや、人件費等の政策的な対応が見えにくくなる。

## (参考) 現行の保育所運営費の費用構成

(基本分保育単価の内訳)

区 分		内 容
事 務 費	人 件 費	(1) 常勤職員給与 (注) ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当 (扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等 (健康保険、厚生年金、労働保険等) (2) 非常勤職員雇上費 ①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費 ③年休代替要員費
	管 理 費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服手当、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <児童の数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		<生活諸費> 一般生活費 (給食材料費、保育材料費等)

(注) 職員数の考え方

- ・ 所 長 1 人 (設置単価の場合)
- ・ 保 育 士 保育士配置基準に基づき算定 ※その他、配置基準とは別に保育士を 1 名加配
- 乳 児 3 : 1
- 1 ~ 2 歳 児 6 : 1
- 3 歳 児 20 : 1
- 4 歳 以上 児 30 : 1
- ・ 調 理 員 2 人 (定員 40 人以下の場合は 1 人、定員 151 人以上の場合は 3 人)

## ・骨格（算定構造）に関する検討の視点

○ 骨格（算定構造）の検討に当たって、ご議論頂きたい論点

### <基本部分にかかわるもの>

1. 認定区分との関係	26
2. 年齢との関係	30
3. 保育必要量との関係	32
4. 地域区分との関係	34
5. 定員規模との関係	39
6. 施設・事業との関係	44

### <加算部分にかかわるもの>

7. 各種加算等	46
----------	----

※ 今回お示しする以外のものについても、順次必要な分析後お示ししていく予定。

## (1) 現行制度の構造

< 現行の私学助成の算定構造（国→都道府県に対する補助額の算定構造） >

①一般補助 (幼稚園の経常的経費)	5月1日現在の在籍園児数に応じて算定	在籍園児1人当たり単価(年額)
----------------------	--------------------	-----------------

+

②特別補助	事業の実施状況等に応じて算定	
i 預かり保育推進事業	預かり保育を実施する園に対する助成を行う場合	1園当たり単価(年額)
ii 子育て支援活動の推進	子育て支援活動を行う園に対する助成を行う場合	1園当たり単価(年額)
iii 特別支援教育経費	障害のある幼児が2人以上いる園に対する助成を行う場合	対象園児1人当たり単価(年額)
iv 教育の質の向上を図る学校支援経費	特色ある教育に取り組む学校に対する助成を行う場合	1園当たり単価(年額)

(注) 上記は、都道府県に対する国の補助額の算定構造であり、各都道府県における私学助成は、地域の実情を踏まえた多様な内容・水準で運用されている。(一般補助)

(都道府県による助成額の算出方式) おおむね次のような方式又は組合せにより算出・配分されている。

単価方式	幼児数に補助単価を乗じて算出・配分する方式
標準的運営費方式	公立幼稚園の運営費をモデルに私立幼稚園の「標準運営費」を設定し、その一部(例えば1/2以内)を補助する方式(公立積算方式)
補助対象経費方式	補助対象経費(経常的経費支出額等)に補助割合(例えば1/2以内)を乗じて算出・配分する方式
区割方式	都道府県全体で積算された一定の私学助成予算について、特定の要素(例えば生徒数、教職員数、学級数等)に着目して配分する方式

## < 現行の保育所運営費の算定構造 >

①基本分保育単価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各月初日の入所児童数に応じて算定</li> <li>※月途中入退所の際は、日割りにより算定</li> <li>地域区分、定員区分等以下の区分ごとに単価が異なる。</li> </ul>	入所児童1人当たり単価 (月額)
-----------	--	---------------------

地域区分 (8区分)	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
×								
定員区分 (17区分)	20人まで	21～30人	… (10人刻み)	…	161～170人	171人以上		
×								
所長設置 (2区分)	設 置				未 設 置			
×								
年齢区分 (4区分)	乳児	1,2歳児	3歳児	4歳以上児				
×								
民改費加算 (4区分)	12%加算分	10%加算分	8%加算分	4%加算分				

(平成25年度保育単価表(抜粋))

その 所 す 区	の 保 所 地 域	育 在 域 分	そ の 初 員 定	保 育 所 の 分	そ が お 未 無	の そ い 設 給	保 育 所 の 分	の 日 又 員 区 分	長 に は ・	そ の 月 初 日 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	基 本 分 保 育 単 価 ( 第 1 欄 )	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
												12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
18/100 地 域	20人まで	設 置	設 置	乳児	225,120	25,860	21,550	17,240	8,610						
				1,2歳児	154,470	17,380	14,490	11,590	5,790						
		3歳児	101,920	11,440	9,540	7,630	3,810								
		4歳以上児	94,860	10,600	8,840	7,070	3,530								
	未 設 置	設 置	乳児	199,840	22,830	19,020	15,210	7,600							
			1,2歳児	129,190	14,350	11,960	9,560	4,780							
		3歳児	76,640	8,410	7,010	5,600	2,800								
		4歳以上児	69,580	7,570	6,310	5,040	2,520								
21人から 30人まで	設 置	設 置	乳児	201,300	23,000	19,160	15,330	7,660							
			1,2歳児	130,580	14,510	12,090	9,670	4,830							
	3歳児	78,000	8,570	7,140	5,710	2,850									
	4歳以上児	70,930	7,730	6,440	5,150	2,570									
未 設 置	設 置	乳児	184,450	20,980	17,480	13,980	6,990								
		1,2歳児	113,730	12,490	10,410	8,320	4,160								
	3歳児	61,150	6,550	5,460	4,360	2,180									
	4歳以上児	54,080	5,710	4,760	3,800	1,900									

十

②各種加算	事業の実施状況等に応じて算定	
i 児童用採暖費加算、寒冷地加算、事務用採暖費、除雪費加算、降灰除去費加算	保育所の所在する地域に応じて加算	入所児童1人当たり単価（月額）
ii 単身赴任手当加算、入所児童処遇特別加算費、施設機能強化推進費、保育所事務職員雇上費、主任保育士の専任加算	事業の実施状況等に応じて加算	入所児童1人当たり単価（月額） ※加算の金額について、1園当たりの単価として計算するものもあるが、支払いの際は単価を児童数で除して、児童1人当たり単価としたうえで支払っている。

（注）幼稚園・保育所の収入・支出の構造の違いについて

- 例)・ 現行の保育所運営費は、全国一律に算定される額を基本として支弁される一方、幼稚園に対する経常費の私学助成は、各都道府県の判断により多様な内容・水準で運用されている。
- ・ 保育所運営費は、保育所における保育の実施につき児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として設定された公定価格であり、対象経費を示している（用途制限がある）のに対し、私学助成は私立学校としての自主性を尊重しながら私学の振興の観点から行うものであり、助成対象経費が明確に示されているものではなく、用途制限もない。また、保育所運営費には民間施設の給与改善等の仕組みもある。
  - ・ 特に、幼稚園は直接契約・自由価格により運営されており、収支の状況・内容にばらつきがある。
  - ・ 社会保険制度、施設整備費補助等の仕組みや会計処理方法に違いがある。

## (2) 個別論点

以下、骨格の各区分ごとの論点について、事務局において検討の視点を整理したもの。

### 1. 認定区分との関係

#### (1) 概要

- 新制度では、支援法19条1項各号に掲げる子どもの認定区分により認定を行うことになる。

#### 認定区分

- 19条第1項1号に該当する場合：教育標準時間認定（満3歳以上）
- 19条第1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定
- 19条第1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定

- 公定価格の設定に当たっては、法律上「認定区分」を勘案して定めることとされている。

(子ども・子育て支援法)

- ・ 「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）)

- ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
- ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
- ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
- ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

(子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議)

- ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。

## (2) 検討の視点 (経営実態調査の結果を基にした視点)

### <経営実態調査の結果>

#### ①幼稚園・保育所の「入所児童1人当たり支出額」

	幼稚園	保育所
入所児童1人当たり支出額	526千円 (176人) <15.0人>	935千円 (102人) <22.1人>
うち入所児童数「 ~ 60人」	717千円 (41人) <7.3人>	1,214千円 (43人) <13.8人>
うち入所児童数「61人~ 90人」	564千円 (77人) <9.3人>	1,005千円 (73人) <17.4人>

※ ( ) 内は平均入所児童(実員)数、< >内は常勤換算従事者数(以下同じ。)

※ 入所児童の年齢等の要素は考慮していない数値。

※ 「入所児童1人当たり支出額」は、一時預かり事業や他の受託事業に係る部分を控除した支出総額を計算し、入所児童(実員)数で除して算出している。(以下同じ。)

#### ②保育所の「入所児童に占める3歳未満児の構成割合別」の「入所児童1人当たり支出額」

3歳未満児の構成割合	入所児童1人当たり支出額
~ 20%未満	842千円 (94人) <14.1人>
20% ~ 40%未満	845千円 (110人) <22.0人>
40% ~ 60%未満	952千円 (101人) <23.3人>
60% ~	1,508千円 (48人) <17.2人>

- 調査結果を見ると、「入所児童1人当たり支出額」の傾向としては、幼稚園（主として教育標準時間認定の子どもが利用）よりも保育所（保育認定の子どもが利用）が高く、保育所においては、子どもの総数に占める3歳未満児の構成割合が高くなるにつれ高くなっている。
- また、職員数（常勤換算従事者数）についても、同様の傾向が見られる。
- 要因としては、幼稚園・保育所の経費構造の性質上、人件費の占める割合が高い（7割程度）ことから、それぞれの職員配置の実態・基準（幼稚園に職員の配置基準はないが、保育所は子どもの年齢に応じた保育士配置基準がある。）が大きく影響しているものと考えられる。

#### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、法律上「認定区分」を勘案して定めることとされており、具体的な考え方を検討していく必要があるが、教育標準時間認定の区分については幼稚園の調査結果を参照し、保育認定の区分については保育所の調査結果を参照しながら検討することを基本としてはどうか。
- 各認定区分について、子どもの利用時間と職員の勤務時間の違いを踏まえ、必要な職員の配置を考慮することが必要ではないか。

※ なお、教育標準時間認定を受ける子どもについては、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）との組み合わせによることとされており（支援法附則9条）、国としては、これらを合わせた全体としての公定価格と全国统一費用部分の価格の両方を決めることが必要となる。

# 現行の幼稚園の基準・保育所の基準・認定こども園の基準の比較（詳細） （主に職員関係）

参考

- 幼稚園の基準は、学校教育法施行規則・幼稚園設置基準による（大綱化されている内容は、地域の実情で判断）。
- 保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を記載。実際の認可基準はこれを基に条例で定められる。
- 認定こども園の基準は、文部科学大臣・厚生労働大臣告示（全て「参酌基準」で灰色）を記載。実際の認定基準はこれを基に条例で定められる。

幼稚園の基準		保育所の基準	認定こども園の基準 (現行の幼保連携型認定こども園に係るもの)
職員 関係	職員の種類	○必置職員 ・園長 ・主幹教諭・指導教諭・教諭 ○置くことができる職員 ・養護教諭、事務職員等	○必置職員 ・保育士 ・嘱託医 ・調理員（調理業務全委託の場合を除く）
	施設の長の資格	・教諭免許状及び5年の教育職経験 等 ・同等の資質を有する者	・規定なし（運営費の基準あり）
	教育・保育に従事する 職員の資格	・幼稚園教諭免許状  【現行幼保連携型の特例】 ※保育士の資格を有する助教諭も可	・保育士  【現行幼保連携型の特例】 ※満3歳以上の長時間利用児につき保育士の確保が困難なときは、知事の承認する幼稚園教諭も可（3～6年間）
	学級編制・ 配置基準	3歳以上児 ・学級を編制、学級当たり幼児数は、原則35人以下 ※職員配置基準はなし ・学級担任は専任の主幹教諭・指導教諭・教諭（専任の副園長・教頭等も可）	・4・5歳児 30人につき1人 ・3歳児 20人につき1人  【現行幼保連携型の特例】 ※短時間利用児：35人につき1人
	0～2歳児	—	・1・2歳児 6人につき1人 ・乳児 3人につき1人
	その他	(専任の教員が原則)	・常時2人以上 ・以下の条件で短時間勤務の保育士を必要数に参入可（通知） ・各組・グループにつき常勤保育士1人 ・常勤換算の勤務時間の確保
			・認定こども園の長 ・保育に従事する者
			・教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力。
			・0～2歳児：保育所と同じ ・3～5歳児：両資格併有が望ましい。 ただし、 ・学級担任は幼稚園教諭免許状 ・長時間利用児は保育士登録が必要
			・短時間利用児：35人につき1人 ・長時間利用児：保育所と同じ
			・保育所と同じ
			・常時2人以上

## 2. 年齢との関係

### (1) 概要

- 公定価格の設定に当たっては、各年齢ごとに職員配置基準が異なるなど、人件費等の必要経費が異なっていることを踏まえる必要がある。

### (現行の幼稚園の基準・保育所の基準・認定こども園の学級編制・配置基準の比較)

		幼稚園の基準	保育所の基準	認定こども園の基準 (現行の幼保連携型認定こども園に係るもの)
学級編制・ 配置基準	3歳以上児	・学級を編制、学級当たり幼児数は、原則35人以下 ※職員配置基準はなし ・学級担任は専任の主幹教諭・指導教諭・教諭(専任の副園長・教頭等も可)	・4・5歳児 30人につき1人 ・3歳児 20人につき1人  【現行幼保連携型の特例】 ※短時間利用児：35人につき1人	・短時間利用児：35人につき1人 ・長時間利用児：保育所と同じ
	0～2歳児	—	・1・2歳児 6人につき1人 ・乳児 3人につき1人	・保育所と同じ
	その他	(専任の教員が原則)	・常時2人以上 ・以下の条件で短時間勤務の保育士を必要数に参入可(通知) ・各組・グループにつき常勤保育士1人 ・常勤換算の勤務時間の確保	・常時2人以上

### (2) 現状

- 保育所運営費は、年齢別の保育士配置基準の違いによる人件費の差を考慮して、年齢別に単価設定をしており、その設定に当たっては、保育士配置基準を基に「乳児」、「1、2歳児」、「3歳児」、「4歳以上児」の4区分を設けている。
- 幼稚園の私学助成(国)については、年齢区分は設けていない。
  - ※ 都道府県が実施する私学助成では、年齢別に私学助成の補助額を分けている例がある。
  - ※ 3歳以上に共通の学級編制基準はあるが、職員の配置基準はない。

### (3) 検討の視点（経営実態調査の結果を基にした視点）

- 「1. 認定区分」の論点でお示したとおり、幼稚園・保育所の経費構造の性質上、人件費の占める割合が高い（7割程度）ことから、職員配置の実態や年齢ごとの保育士配置基準が大きく影響するものと考えられる。

#### 【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分（乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分）ごとに設けることを基本としてどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、そもそも幼稚園に職員の配置基準がないことから、職員配置の実態を踏まえながら（経営実態調査、学校基本調査等を活用）、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と併せて、保育所における取扱いも勘案しつつ、年齢区分の取扱いの検討が必要ではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

### 3. 保育必要量との関係

#### (1) 概要

- 新制度では、保育認定を受ける子どもについては、「保育標準時間」（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び「保育短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けることになる。（保育認定を受ける子ども（2号・3号））
- 公定価格の設定に当たっては、法律上「保育必要量」を勘案して定めることとされている。

（子ども・子育て支援法）

- ・ 「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

（制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定））

- ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
- ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
- ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

（子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議）

- ・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること。（参議院）

## (2) 検討の視点（経営実態調査の結果を基にした視点）

### <経営実態調査の結果>

保育所の入所児童の1日当たりの平均利用時間区別の「入所児童1人当たり支出額」

平均利用時間	入所児童 1人当たり支出額	施設数（構成割合）
8時間未満	881千円（106人）<18.0人>	76か所（6.1%）
8時間以上 9時間未満	888千円（103人）<21.9人>	400か所（32.1%）
9時間以上10時間未満	981千円（102人）<22.9人>	547か所（43.9%）
10時間以上	927千円（99人）<22.2人>	224か所（18.0%）

- 調査結果を見ると、入所児童の1日当たりの平均利用時間が長くなるにつれ、「入所児童1人当たり支出額」が増加する傾向が見られる。

### 【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 同時に、保育短時間認定を受ける子どもについては、子どもの利用時間とは別途、職員の勤務の状況等にも配慮する必要があるのではないか。
- なお、公定価格の設定に当たっては、子ども・子育て会議での保育標準時間、保育短時間の区分等に関する議論と併せて検討する必要がある。

## 4 . 地域区分との関係

### (1) 概要

- 公定価格の設定に当たっては、法律等において、地域別の人件費等の違いを考慮して、地域別に設定することとされている。

(子ども・子育て支援法)

- ・ 「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定））

- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。

(子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議)

- ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。（参議院）

### (2) 現状

- 保育所運営費は、人件費の地域差を調整するため地域区分別に単価設定をしており、その設定に当たっては、国家公務員の地域手当の支給地域に準拠して設定している。  
具体的には、地域手当の指定地域（市町村単位）における保育所運営費の単価を設定する際に、保育士等の人件費に加算割合（地域手当で定める加算割合18%～0%）を乗じて設定している。
- 幼稚園の私学助成（国）については、地域区分は設けていない。

### (3) 検討の視点（経営実態調査の結果を基にした視点）

#### ＜経営実態調査の結果＞

地域区分ごとの全職種平均の職員1人当たり給与月額（常勤・非常勤）

※ 地域区分は、保育所運営費が国家公務員の地域手当に準じていることから、本調査では、国家公務員の地域手当の支給地域の区分により調査を実施し、集計も同様の区分により実施した。（支給対象地域は1級地から6級地に区分され、それ以外の地域（その他地域）については地域手当は支給されていない。）

地域区分	私 立 施 設	
	幼稚園	保育所
1級地（18%）	304,807円（9.9年）	310,617円（9.7年）
2級地（15%）	291,978円（10.0年）	301,717円（9.0年）
3級地（12%）	305,630円（10.2年）	281,565円（7.5年）
4級地（10%）	276,987円（10.0年）	272,735円（8.1年）
5級地（6%）	277,862円（9.4年）	267,859円（8.3年）
6級地（3%）	262,177円（10.4年）	253,833円（9.2年）
その他（0%）	231,699円（10.4年）	248,560円（10.0年）

公 立 施 設	
幼稚園	保育所
432,135円（12.2年）	364,480円（16.1年）
345,957円（11.7年）	296,506円（8.7年）
413,904円（15.4年）	326,887円（12.4年）
375,054円（13.7年）	327,610円（16.5年）
343,029円（13.1年）	300,276円（11.1年）
344,473円（14.0年）	286,175円（11.1年）
313,962円（14.4年）	288,658円（13.2年）

※ 公立施設の賃金水準は、当該市町村の財政状況等にも左右されるため、必ずしもその地域の民間賃金水準を反映したものにはなっていない点に留意が必要。

- 調査結果を見ると、保育所については、地域区分の級地が高くなるにつれ1人当たり給与月額が高くなる傾向にあり、地域ごとの賃金水準の差が表れているものと考えられる。  
一方、現在、地域区分を設定していない幼稚園においても、概ね同様の傾向が見られる。

#### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、地域別の人件費等の違いを考慮することを基本としてはどうか。
- その区分の設定方法については、現行の保育所運営費の地域区分や他制度の状況等も参考に検討してはどうか。
- また、地域区分の見直しのルール（地域の見直し時期）についても、検討していく必要があるのではないかと。

(参考1)

## 各制度の地域区分の比較

		保育所 (児童福祉施設等の措置費等) (障害児を含む。(注1))	介護保険制度 障害者自立支援法 (障害児を除く。(注1))	医療保険制度	義務教育国庫負担制度	国家公務員給与 (地域手当)
基本的考え方		地域手当を基本	地域手当を基本	地域手当を基本	地域手当を基本	
地域区分	地域割り	<u>8区分</u>	7区分	7区分	7区分	7区分
	支給割合	18%、15%、12%、10%、 8%(注2)、6%、3%、0%	18%、15%、12%、10%、 6%、3%、0%	18点、15点、12点、10点、 6点、3点、0点 (注3)	18%、15%、12%、10%、 6%、3%、0%	18%、15%、12%、10%、 6%、3%、0%
	官署所在地	地域手当支給地域	地域手当支給地域	地域手当支給地域	地域手当支給地域	
	対象地域 上記以外	・支給地域に約3/4以上周 囲を囲まれている地域 (首都圏、近畿圏内で市に 限る。) ※支給割合は、周辺の対象 地域の支給割合を踏まえて 設定。	・支給地域に囲まれている 地域 ・複数の支給地域に隣接し ている地域 ※支給割合は、周辺の対象 地域の支給割合の区分のう ち低い区分により設定。	・支給地域に囲まれている 地域 ・複数の支給地域に隣接し ている地域 ※支給割合は、周辺の対象 地域の支給割合の区分のう ち低い区分により設定。	・対象外	
対象となる 市町村域の時期		<u>平成18年4月1日</u>	平成24年4月1日 (注4)	平成20年4月1日 (注4)	平成18年4月1日	平成18年4月1日 (注5)

※ 各々の制度において、過去に支給対象地域となっていた市町村については、経過措置を設定している場合がある。

(注1) 障害児については、他の児童福祉施設との整合性の観点から、契約・措置ともに児童福祉施設と同様に設定。

(注2) 官署の所在しない地域は、周辺の対象地域の支給割合を踏まえて設定しているため、複数の支給割合の地域に囲まれている地域について独自に設定。

(注3) 医療保険制度は、報酬単価を割増しするのではなく、加算する仕組み。

(注4) 報酬改定等に合わせて設定。

(注5) 人事院規則の規定により10年ごとに見直すことにされている。(次回見直し平成28年4月1日)

## (参考2) 国家公務員の地域手当

### (地域手当の支給)

- 地域手当は、国家公務員の給与について、地域における民間賃金水準を適切に反映させるため、人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給されている。

### (国家公務員の地域手当の支給地域の指定)

- ① 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、支給地域を指定している。
- ② 具体的には、賃金構造基本統計調査（注）による賃金指数を用いた指定基準を基本として支給地域及び支給割合を決定。

（注）賃金構造基本統計調査は、民間事業者には雇用される労働者の賃金実態を確認する場合に一般的に利用されている。

- ③ 例えば、1級地に区分されている市と6級地に区分されている市では、1級地に区分されている市が6級地に区分されている市よりも民間事業者の賃金指数が高いことになる。

### (1級地から6級地以外の地域（その他地域）について)

- 地域手当の支給地域である1級地～6級地以外に区分される市町村については、支給地域に比べ民間事業者の賃金指数が低いことにより「その他」地域とされているほか、当該手当は国家公務員に対する手当であることから、当該地域に国の官署がないことにより「その他」に分類されている場合がある。

### (参考3) 国家公務員の地域手当の支給地域

級地	都道府県	支給地域
1 級地	東京都	特別区
	茨城県	取手市
	埼玉県	和光市
	千葉県	成田市 印西市
2 級地	東京都	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市
	神奈川県	鎌倉市 厚木市
	大阪府	大阪市 守口市 門真市
	兵庫県	芦屋市
3 級地	茨城県	つくば市
	埼玉県	さいたま市 志木市
	千葉県	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市
	東京都	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市
	神奈川県	横浜市 川崎市 海老名市
	愛知県	名古屋市中区 豊田市
	大阪府	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市
	兵庫県	西宮市 宝塚市
	奈良県	天理市
	茨城県	水戸市 土浦市 守谷市
	埼玉県	鶴ヶ島市
	千葉県	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市
4 級地	東京都	三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市
	神奈川県	横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市
	愛知県	豊明市
	三重県	鈴鹿市
	滋賀県	大津市 草津市
	京都府	京都市
	大阪府	堺市 東大阪市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市
	兵庫県	神戸市 尼崎市
	奈良県	奈良市 大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
	5 級地	宮城県
茨城県		日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市
栃木県		宇都宮市
埼玉県		川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市
千葉県		茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市
神奈川県		平塚市 秦野市
山梨県		甲府市
静岡県		静岡市 沼津市 御殿場市
愛知県		瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市
三重県		津市 四日市市
滋賀県		守山市 栗東市
京都府		宇治市 亀岡市 京田辺市
大阪府	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市	
兵庫県	伊丹市 三田市	
奈良県	大和高田市 橿原市	
神奈川県	三浦郡葉山町	
大阪府	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市	

級地	都道府県	支給地域
6 級地	北海道	札幌市
	宮城県	名取市 多賀城市
	茨城県	龍ヶ崎市 筑西市
	栃木県	鹿沼市 小山市 大田原市
	群馬県	前橋市 高崎市 太田市
	埼玉県	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北埼玉郡大利根町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町
	千葉県	野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町
	東京都	武蔵村山市
	神奈川県	小田原市 三浦市 中郡二宮町
	富山県	富山市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	長野県	長野市 松本市 諏訪市 塩尻市
	岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市
	静岡県	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 袋井市
	愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 大山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町
	三重県	桑名市 名張市 伊賀市
	滋賀県	彦根市 長浜市
	京都府	向日市 相楽郡木津町
	大阪府	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町
	兵庫県	姫路市 明石市 加古川市 三木市
	奈良県	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北かつ城郡王寺町
	和歌山県	和歌山市 橋本町
	岡山県	岡山市
	広島県	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町
	山口県	周南市
	香川県	高松市
	福岡県	北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町
	長崎県	長崎市

※この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

## 5. 定員規模との関係

### (1) 概要

- 公定価格の設定に当たっては、附帯決議等において、施設の規模による経費構造の違いを考慮して、定員規模別に設定することとされている。

(制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定))

- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。

(子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議)

- ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。(参議院)

### (2) 現状

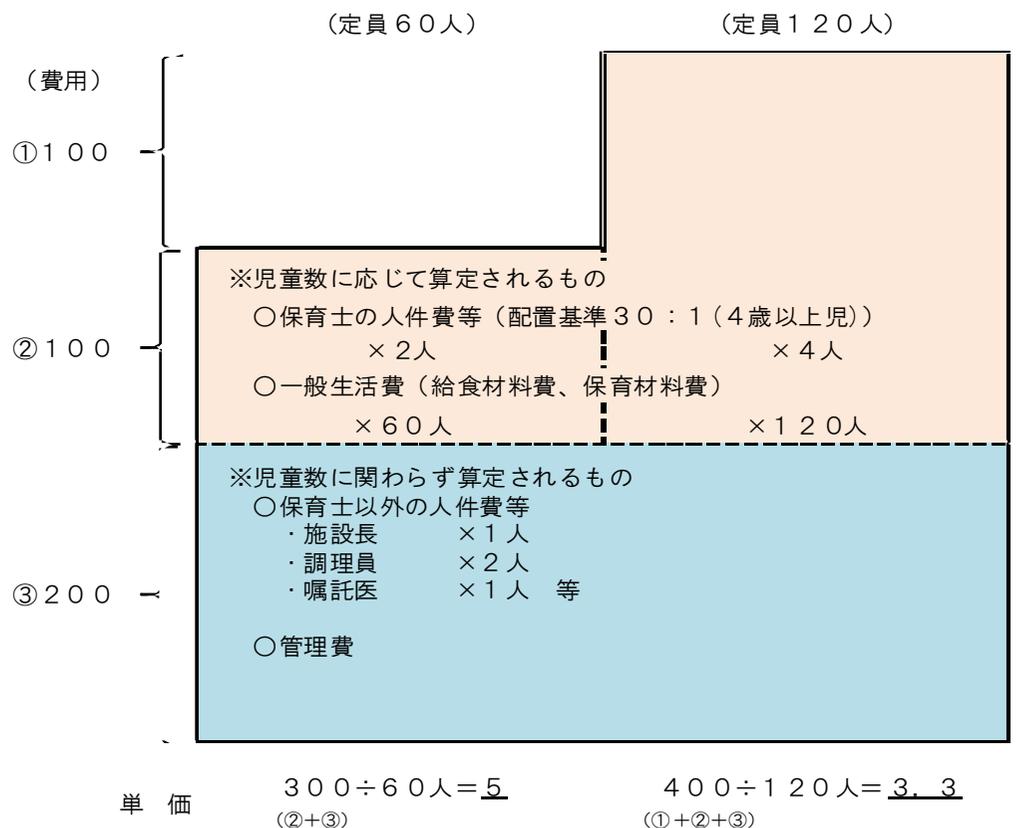
- 保育所運営費は、施設の規模による経費構造の違いを考慮して定員区分別に単価設定をしている。

具体的には、施設長や調理員等の人件費など、施設の規模にかかわらず一定の経費がある点を考慮して単価を設定している。

※定員区分は、「20人以下」の区分から、以降10人刻みで、最大「171人以上」までの17区分を設定。

- 幼稚園の私学助成は、国の補助基準上は定員規模による単価の違いがないが、都道府県における実際の配分に当たっては、小規模な施設への配慮等がなされている例が多い。

(定員区分別の単価設定のイメージ(保育所運営費))



(3) 検討の視点（経営実態調査の結果を基にした視点）

＜経営実態調査の結果＞

定員規模別の「入所児童1人当たり支出額」

（幼稚園）

定員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	731千円（37人）＜6.4人＞
61人～ 90人	569千円（64人）＜8.0人＞
91人～150人	574千円（97人）＜10.6人＞
151人～210人	509千円（158人）＜14.4人＞
211人～	489千円（266人）＜20.2人＞

（保育所）

定員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	1,066千円（58人）＜15.5人＞
61人～ 90人	892千円（97人）＜21.3人＞
91人～120人	900千円（124人）＜25.8人＞
121人～150人	779千円（153人）＜30.8人＞
151人～	739千円（214人）＜37.1人＞

実員規模別の「入所児童1人当たり支出額」

（幼稚園）

実員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	717千円（41人）＜7.3人＞
61人～ 90人	564千円（77人）＜9.3人＞
91人～150人	533千円（118人）＜12.2人＞
151人～210人	488千円（181人）＜16.0人＞
211人～	464千円（303人）＜22.7人＞

（保育所）

実員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	1,214千円（43人）＜13.8人＞
61人～ 90人	1,005千円（73人）＜17.4人＞
91人～120人	860千円（105人）＜23.4人＞
121人～150人	802千円（136人）＜27.5人＞
151人～	750千円（196人）＜35.2人＞

- 調査結果を見ると、保育所については、定員規模別、実員規模別のいずれも、規模が大きくなるにつれて、入所児童1人当たりの支出額は低くなる傾向にある。幼稚園も、概ね同様。

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、定員・実員規模別の経費構造等の違いを考慮し、定員区分別に設定することを基本としてはどうか。また、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いることを基本としてはどうか。

- その具体的な定員区分の設定（定員の刻み方等）については、実際の現在の幼稚園・保育所の定員や実員の分布状況等を踏まえ、検討してはどうか。
- その際、保育認定を受ける子どもに係る定員区分については、現行の保育所運営費の取り扱いを踏まえて検討していくことが必要ではないか。

（参考）現行の保育所運営費の定員設定の経緯

保育所運営費の定員区分については、平成20年度までは、「30人刻み」としていたが、会計検査院からの指摘等を踏まえ、平成21年度から「定員10人刻み」に変更している。

※ 保育所では、定員の範囲内での入所を原則としているが、待機児童が発生している状況等を踏まえ、設備運営基準の範囲内で、定員を超過しての受入を可能とする「定員の弾力化」の取組が行われており、その場合は、本来の定員区分に基づき適用される単価により支弁されることになる。（保育単価は定員規模が大きくなるにつれ単価が小さくなるが、例えば「定員80人」の施設に「90人」の子どもが入所している場合には、「定員区分80人」の単価により「90人分」の費用が支弁される。）

そのため、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直しに積極的に取り組むこととされており、その定員の見直しの取組を阻害しないよう、「定員30人刻み」から「定員10人刻み」に変更した。（定員を見直した場合の単価の変動による影響が少なくなる。）

- また、教育標準時間認定を受ける子どもに係る定員区分について、幼稚園には「最低定員」がないことにも留意が必要ではないか。

- 認定こども園については、教育標準時間認定の子どもと保育認定の子どもが一つの施設に存在し、それぞれ求められる職員の配置や、経費の違いがある（調理員や食事の費用等）こと等を踏まえて検討する必要があるのではないか。

※ 現行、幼保連携型認定こども園に対する保育所運営費の算定に当たっては、経費構造に違いがあることを踏まえ、保育所のみでの定員区分を用いて算定している。

（参考）現行の幼保連携型特例認可保育所に対する取り扱い

幼保連携型特例認可保育所（\*）に対する保育所運営費の算定に当たっては、当該施設は本来、保育所単体では認可されない定員規模の小さい施設（幼稚園に付随する施設という位置づけ）である点を踏まえて、「①幼稚園と保育所の定員を合算した定員区分による単価」または「②保育所のみでの定員区分による単価に75%を乗じた単価」とを比較して、高い単価により支弁されている。

※ 基本的には、②による単価が高くなる。

※ 規模の小さい施設であることから、嘱託医や事務職員等幼稚園と重複する職員については、専任の職員を置く必要性が薄いことからそれらの費用を考慮して75%を乗じている。

\* 幼保連携型特例認可保育所

保育所は定員20人以上が要件となっているが、幼保連携施設を構成する保育所の場合、幼稚園と保育所の定員の合計が20人以上である場合に保育所の定員が10人以上であれば認可を可能とするなどの特例を設けている。

- 地域型保育事業の定員区分の設定に当たっては、
  - ・ 「小規模保育」については、定員6～19人の小規模な事業であることを踏まえ、定員区分について、どのように考えるか。
  - ・ 「事業所内保育」については、定員区分の上限・下限がない事業であり、また、「地域枠の子ども」と、「従業員の子ども」が存在するため、そのような点も考慮する必要があるのではないか。
  - ・ 「家庭的保育」については、定員6人未満の事業であるため、定員区分を設ける必要はあるか。
- ※ 「居宅訪問型保育」は、基本的に1対1での利用が基本となる。

(参考) 幼稚園と保育所の定員分布

定員区分	保 育 所				幼 稚 園			
	公立	私立	計	構成割合 (全体)	公立	私立	計	構成割合 (全体)
～ 20	129	235	364	1.58%	42	7	49	0.37%
21 ～ 30	402	477	879	3.83%	133	4	137	1.02%
31 ～ 40	200	120	320	1.39%	404	50	454	3.39%
41 ～ 50	998	839	1,837	7.99%	60	30	90	0.67%
51 ～ 60	1,780	2,660	4,440	19.32%	285	56	341	2.55%
61 ～ 70	485	223	708	3.08%	815	194	1,009	7.53%
71 ～ 80	614	384	998	4.34%	254	399	653	4.88%
81 ～ 90	1,825	2,785	4,610	20.06%	314	155	469	3.50%
91 ～ 100	794	279	1,073	4.67%	177	268	445	3.32%
101 ～ 110	585	269	854	3.72%	384	341	725	5.41%
111 ～ 120	1,469	1,797	3,266	14.21%	242	541	783	5.85%
121 ～ 130	337	113	450	1.96%	152	68	220	1.64%
131 ～ 140	265	133	398	1.73%	587	389	976	7.29%
141 ～ 150	543	666	1,209	5.26%	65	176	241	1.80%
151 ～ 160	133	85	218	0.95%	211	528	739	5.52%
161 ～ 170	107	77	184	0.80%	70	129	199	1.49%
<b>小計(～170)</b>	<b>10,666</b>	<b>11,142</b>	<b>21,808</b>	<b>94.91%</b>	<b>4,195</b>	<b>3,335</b>	<b>7,530</b>	<b>56.23%</b>

定員区分	公立	私立	計	構成割合 (全体)
<b>小計(171～)</b>	<b>466</b>	<b>704</b>	<b>1,170</b>	<b>5.09%</b>
171 ～ 180	151	217	368	1.60%
181 ～ 190	65	42	107	0.47%
191 ～ 200	102	147	249	1.08%
201 ～ 210	29	51	80	0.35%
211 ～ 220	27	39	66	0.29%
221 ～ 230	23	36	59	0.26%
231 ～ 240	17	34	51	0.22%
241 ～ 250	24	41	65	0.28%
251 ～ 260	7	15	22	0.10%
261 ～ 270	8	12	20	0.09%
271 ～ 280	7	12	19	0.08%
281 ～ 290	1	5	6	0.03%
291 ～ 300	5	24	29	0.13%
301 ～ 310	0	6	6	0.03%
311 ～ 320	0	5	5	0.02%
321 ～ 330	0	6	6	0.03%
331 ～ 340	0	0	0	0.00%
341 ～ 350	0	3	3	0.01%
351 ～ 360	0	2	2	0.01%
361 ～ 370	0	3	3	0.01%
371 ～ 380	0	1	1	0.00%
381 ～ 390	0	0	0	0.00%
391 ～ 400	0	1	1	0.00%
401 ～ 410	0	1	1	0.00%
411 ～ 420	0	0	0	0.00%

定員区分	公立	私立	計	構成割合 (全体)
<b>小計(171～)</b>	<b>961</b>	<b>4,901</b>	<b>5,862</b>	<b>43.77%</b>
171 ～ 180	253	465	718	5.36%
181 ～ 190	30	120	150	1.12%
191 ～ 200	94	659	753	5.62%
201 ～ 210	239	385	624	4.66%
211 ～ 220	18	68	86	0.64%
221 ～ 230	20	71	91	0.68%
231 ～ 240	50	512	562	4.20%
241 ～ 250	47	152	199	1.49%
251 ～ 260	18	112	130	0.97%
261 ～ 270	14	151	165	1.23%
271 ～ 280	70	478	548	4.09%
281 ～ 290	10	51	61	0.46%
291 ～ 300	11	172	183	1.37%
301 ～ 310	4	109	113	0.84%
311 ～ 320	25	363	388	2.90%
321 ～ 330	3	38	41	0.31%
331 ～ 340	2	50	52	0.39%
341 ～ 350	25	133	158	1.18%
351 ～ 360	5	133	138	1.03%
361 ～ 370	0	30	30	0.22%
371 ～ 380	3	41	44	0.33%
381 ～ 390	6	66	72	0.54%
391 ～ 400	5	144	149	1.11%
401 ～ 410	0	25	25	0.19%
411 ～ 420	6	83	89	0.66%

定員区分	保 育 所				幼 稚 園			
	公立	私立	計	構成割合 (全体)	公立	私立	計	構成割合 (全体)
421 ～ 430	0	0	0	0.00%	0	8	8	0.06%
431 ～ 440	0	1	1	0.00%	1	33	34	0.25%
441 ～ 450	0	0	0	0.00%	0	17	17	0.13%
451 ～ 460	0	0	0	0.00%	0	24	24	0.18%
461 ～ 470	0	0	0	0.00%	0	10	10	0.07%
471 ～ 480	0	0	0	0.00%	1	57	58	0.43%
481 ～ 490	0	0	0	0.00%	0	12	12	0.09%
491 ～ 500	0	0	0	0.00%	0	23	23	0.17%
501 ～ 510	0	0	0	0.00%	0	8	8	0.06%
511 ～ 520	0	0	0	0.00%	0	21	21	0.16%
521 ～ 530	0	0	0	0.00%	1	13	14	0.10%
531 ～ 540	0	0	0	0.00%	0	0	0	0.00%
541 ～ 550	0	0	0	0.00%	0	4	4	0.03%
551 ～ 560	0	0	0	0.00%	0	6	6	0.04%
561 ～ 570	0	0	0	0.00%	0	3	3	0.02%
571 ～ 580	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
581 ～ 590	0	0	0	0.00%	0	4	4	0.03%
591 ～ 600	0	0	0	0.00%	0	12	12	0.09%
601 ～ 610	0	0	0	0.00%	0	0	0	0.00%
611 ～ 620	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
621 ～ 630	0	0	0	0.00%	0	7	7	0.05%
631 ～ 640	0	0	0	0.00%	0	9	9	0.07%
641 ～ 650	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
651 ～ 660	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
661 ～ 670	0	0	0	0.00%	0	4	4	0.03%
671 ～ 680	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
681 ～ 690	0	0	0	0.00%	0	0	0	0.00%
691 ～ 700	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
701 ～ 710	0	0	0	0.00%	0	0	0	0.00%
711 ～ 720	0	0	0	0.00%	0	0	0	0.00%
721 ～ 730	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
731 ～ 740	0	0	0	0.00%	0	2	2	0.01%
741 ～ 750	0	0	0	0.00%	0	0	0	0.00%
751 ～ 760	0	0	0	0.00%	0	2	2	0.01%
761 ～ 770	0	0	0	0.00%	0	0	0	0.00%
771 ～ 780	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
781 ～ 790	0	0	0	0.00%	0	0	0	0.00%
791 ～ 800	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
...								
841 ～ 850	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%
...								
951 ～ 960	0	0	0	0.00%	0	1	1	0.01%

<b>合 計</b>	<b>11,132</b>	<b>11,846</b>	<b>22,978</b>	<b>100.00%</b>	<b>5,156</b>	<b>8,236</b>	<b>13,392</b>	<b>100.00%</b>
------------	---------------	---------------	---------------	----------------	--------------	--------------	---------------	----------------

※ 保育所は平成21年度社会福祉施設等調査より  
 ※ 幼稚園は平成22年度学校基本調査より

## 6 . 施設・事業との関係

### (1) 概要

- 教育標準時間認定を受ける子どもは、認定こども園・幼稚園を、保育認定を受ける子どもは、認定こども園・保育所又は地域型保育事業を利用することが原則となるが、公定価格の設定に当たって、利用する各施設・事業の種類との関係について、検討していく必要がある。

### (2) 検討の視点

#### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、施設・事業ごとに求められる認可基準等との関係を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

(参考) 施設・事業別の職員配置基準

	幼稚園	保育所	認定こども園			
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
教育・保育従事者	・教諭(主幹教諭・指導教諭・教諭)	・保育士	・保育教諭	・保育に従事する者 (満3歳未満) 保育士資格 (満3歳以上) 幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を持つことが望ましい。ただし、学級担任は幼稚園教諭免許、長時間利用児は保育資格が必要		
教育・保育従事者の員数	学級を編制(1学級あたり幼児数は原則35人以下) ※配置基準はなし	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	検討中	短時間利用児: 35人につき1人 長時間利用児: 保育所と同じ		
その他の職員	(必置職員) ・園長 ・学校医・歯科医・薬剤師 (置くことができる職員) ・養護教諭・事務職員 等	(必置職員) ・嘱託医 ・調理員	(必置職員) ・園長 ・学校医・歯科医・薬剤師 (置くことができる職員) ・副園長・教頭 ・主幹保育教諭・指導保育教諭 ・主幹養護教諭・養護教諭 ・主幹栄養教諭・栄養教諭 ・事務職員 ・養護助教諭等	※幼稚園型、保育所型の認可施設部分については、それぞれ幼稚園、保育所と同様。		

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
	A型	B型	C型			
保育従事者	・保育士	・保育士 ・保育士以外の保育従事者	・家庭的保育者 ・家庭的保育補助者	検討中		
保育従事者の員数	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 +1人	・A型と同様 ※うち1/2は保育士	0~2歳児 3:1 ※補助者を置く場合 5:2			
その他の職員	・嘱託医 ・調理員	・嘱託医 ・調理員	・嘱託医 ・調理員			

※一部特例有り

## 7 . 各種加算等

### (1) 概要

- 公定価格の設定に当たって、職員配置基準等を踏まえた特定教育・保育等に通常要する費用としての画一的な「基本部分」のほか、地域固有の経費や、教育・保育の提供に当たっての経費の性質等を踏まえた政策的な費用等の「加算」等について、検討していく必要がある。

(制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定))

- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。  
※ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
- ・ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。
- ・ 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。

### (2) 現状

- 保育所運営費では、以下のような加算を設けている。
  - ① 民間施設給与等改善費加算：余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的に、職員の平均勤続年数を基礎として人件費等を加算
  - ② 夜間保育所加算：夜間保育所での保育を実施するうえで必要な人件費、夕食代等の経費を加算
  - ③ 児童用採暖費加算：冬季(10月～3月)の暖房に必要な経費
  - ④ 寒冷地加算：寒冷地に所在する保育所の職員に対して支給される手当
  - ⑤ 事務用採暖費：北海道に所在する保育所に係る事務用の暖房に必要な経費
  - ⑥ 除雪費加算：豪雪地帯に所在する保育所に係る建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費
  - ⑦ 降灰除去費加算：降灰防除地域に所在する保育所に係る建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費
  - ⑧ 単身赴任手当加算：施設を異にする異動又は施設の移転等に伴い単身赴任となった職員への手当
  - ⑨ 主任保育士専任加算：主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談等の「主任業務」に専任させることができるよう、代替保育士に要する経費を加算
  - ⑩ 入所児童処遇特別加算費：入所児童等に対してきめ細やかなサービスを提供し、また高齢者等の雇用の促進を図るため、配置基準を超えて高齢者等を配置するための経費を加算
  - ⑪ 施設機能強化推進費：職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化を図るための経費
  - ⑫ 保育所事務職員雇上費：事務職員を配置するための経費

### (3) 検討の視点

#### 【検討の視点】

- 政策的な対応として、基本部分とは別に加算措置を設けることについて検討が必要ではないか。
- 現行の保育所運営費における加算の仕組みを参照して検討する際は、画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものとに分類して検討していく必要があるのではないか。
  - ※ 介護保険制度や障害福祉制度について、制度改正以前の社会福祉施設の措置費制度下では、保育所運営費と同様の加算（②、⑨、⑫は保育所運営費特有の加算）が設けられていたが、制度改正により包括的な報酬体系とした際に加算の整理が行われている。
- 併せて、定員を恒常的に超過している場合などを含めて、減算措置のあり方についても検討が必要ではないか。

#### (参考) 幼稚園の私学助成(国)の取扱い

これまでの検討においては、現行の私学助成(国)は、一般補助に加えて特別補助を設けているが、教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育や広く実施される子育て支援活動の補助については、福祉的要素にも鑑みて、地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業)に位置付けることとされた。また、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われる教育の補助については、幼児期の学校教育の振興の奨励的な見地から、社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園も対象となっている。

#### (制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定))

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- 現行の私学助成のうち、幼稚園運営の基本部分(一般補助)については、原則として、こども園給付(仮称)に統合する。
- 幼児期の学校教育における多様なニーズに対応する取組(特別補助)のうち、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されているもの(預かり保育、子育て支援)については、その内容を見直しつつ、新システムの子ども・子育て支援事業(仮称)(一時預かり、地域子育て支援拠点)に位置付ける。
  - ※ 現在の取組が継続できるよう、子ども・子育て支援事業(仮称)の実施要件等について教育の要素を追加するなど必要な見直しを行うとともに、広域利用の調整の在り方について検討する。その上で、万一広域利用の実態などから市町村事業として実施されない場合には、過渡的な措置として、広域的な見地から都道府県が私学助成の対象とする途を残すことを検討する。
- 一定の基準を満たす施設において行われる、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われるもの(例:特別支援教育、幼児期の学校教育と小学校教育の連携等のうち特に質の高い特色ある取組)については、幼児期の学校教育を振興するための奨励的な見地から私学助成で対応するが、「設置主体を問わず、同じ取組に対しては同じ支援を行う」との考え方に基づき、社会福祉法人立も含め総合こども園(仮称)を対象に追加する。

# (参考1) 介護報酬 (介護福祉施設サービス)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注														
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	入所者の数が入 所定員を越える 場合	介護・看護職員 又は介護支援専 門員の員数が基 準を満たさない場 合 又は 合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	日常生活支援 費加算	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	夜勤職員配置加 算	準ユニットケア加 算	個別機能制加算	若年性認知症入 所者受入加算	専従の常勤医師 を配置している場 合	精神科医師によ る療養指導が月2 回以上行われて いる場合	専従の障害者生 活支援員を配置 している場合												
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a 介護福祉施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 < 577 単位>	×97/100	×70/100	×70/100	+23 単位	入所定員31人 以上50人以下 6単位	入所定員31人 以上50人以下 13単位	+5 単位	+12 単位	+120 単位	+25 単位	+5 単位	+26 単位													
			要介護2 < 647 単位>																									
			要介護3 < 719 単位>																									
		b 介護福祉施設サービス費(II) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>	要介護4 < 789 単位>																									
			要介護5 < 858 単位>																									
			要介護1 < 630 単位>																									
	c 介護福祉施設サービス費(III) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護2 < 699 単位>																										
		要介護3 < 770 単位>																										
		要介護4 < 839 単位>																										
	(2) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護5 < 907 単位>																									
			要介護1 < 623 単位>																									
			要介護2 < 691 単位>																									
b 小規模介護福祉施設サービス費(II) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>		要介護3 < 702 単位>																										
		要介護4 < 831 単位>																										
		要介護5 < 898 単位>																										
c 小規模介護福祉施設サービス費(III) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護1 < 738 単位>																											
	要介護2 < 804 単位>																											
	要介護3 < 875 単位>																											
ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護4 < 941 単位>	×97/100	×70/100	×70/100	+23 単位	入所定員31人 以上50人以下 6単位	入所定員31人 以上50人以下 13単位	+5 単位	+12 単位	+120 単位	+25 単位	+5 単位	+26 単位													
			要介護5 < 1,007 単位>																									
			要介護1 < 789 単位>																									
		b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>	要介護2 < 858 単位>																									
			要介護3 < 924 単位>																									
			要介護4 < 989 単位>																									
	c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護5 < 1,054 単位>																										
		要介護1 < 780 単位>																										
		要介護2 < 845 単位>																										
	(2) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護3 < 914 単位>																									
			要介護4 < 979 単位>																									
			要介護5 < 1,043 単位>																									
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>		要介護1-3 < 577 単位>																										
		要介護2-5 < 639 単位>																										
		要介護4-5 < 823 単位>																										
c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護1 < 630 単位>																											
	要介護2-3 < 740 単位>																											
	要介護4-5 < 873 単位>																											
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 < 623 単位>	×97/100	×70/100	×70/100	+23 単位	入所定員30人 又は51人以上 4単位	入所定員30人 又は51人以上 8単位	+5 単位	+12 単位	+120 単位	+25 単位	+5 単位	+26 単位														
		要介護2-3 < 738 単位>																										
		要介護4-5 < 844 単位>																										
		b ユニット型介護福祉施設サービス費(II) <ユニット型準個室>													要介護1 < 789 単位>													
															要介護2-3 < 894 単位>													
															要介護4-5 < 1,021 単位>													
	c ユニット型介護福祉施設サービス費(III) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護1 < 780 単位>																										
		要介護2-3 < 885 単位>																										
		要介護4-5 < 1,011 単位>																										
		(2) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)													a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 < 659 単位>	×97/100	×70/100	×70/100	+23 単位	入所定員31人 以上50人以下 27単位	入所定員30人 又は51人以上 18単位	+5 単位	+12 単位	+120 単位	+25 単位	+5 単位	+26 単位
																要介護2 < 729 単位>												
																要介護3 < 802 単位>												
b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護4 < 872 単位>																											
	要介護5 < 941 単位>																											
	要介護1 < 808 単位>																											
c ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(III) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護2 < 874 単位>																											
	要介護3 < 945 単位>																											
	要介護4 < 1,012 単位>																											
(2) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護5 < 1,078 単位>																										
		要介護1 < 808 単位>																										
		要介護2 < 874 単位>																										
	b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護3 < 945 単位>																										
		要介護4 < 1,012 単位>																										
		要介護5 < 1,078 単位>																										
(2) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 < 659 単位>	×97/100	×70/100	×70/100	+23 単位	入所定員31人 以上50人以下 6単位	入所定員31人 以上50人以下 13単位	+5 単位	+12 単位	+120 単位	+25 単位	+5 単位	+26 単位														
		要介護2-3 < 761 単位>																										
		要介護4-5 < 897 単位>																										
	b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 < 659 単位>																										
		要介護2-3 < 761 単位>																										
		要介護4-5 < 897 単位>																										
(2) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 < 808 単位>																										
		要介護2-3 < 915 単位>																										
		要介護4-5 < 1,044 単位>																										
	b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 < 808 単位>																										
		要介護2-3 < 915 単位>																										
		要介護4-5 < 1,044 単位>																										

( 続 く )

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)		
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月25日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)		
ニ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターにおいて必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	
	(4) 退所前連携加算 (500単位)	
ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)		
ヘ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)		
ト 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
チ 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
リ 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定しない場合も、算定しない
ヌ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		
ル 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
ラ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)		
リ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)		
カ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
レ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/100)	注 所定単位数は、イからタまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	

## (参考2) 障害福祉サービス等報酬（児童発達支援給付費）

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	人工内耳装用児支援加算(1日あたり)	指導員加配加算		
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下	(965単位)	× 965/1000	× 70/100	× 95/100	× 80/100	-274単位	+68単位	+603単位		
		(2) 定員31人以上40人以下	(906単位)						+51単位			
		(3) 定員41人以上50人以下	(848単位)						+41単位			
		(4) 定員51人以上60人以下	(791単位)						+34単位			
		(5) 定員61人以上70人以下	(770単位)						+29単位			
		(6) 定員71人以上80人以下	(750単位)						+25単位			
		(7) 定員81人以上	(729単位)						+22単位			
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下	(1206単位)						+102単位		+68単位	+531単位
		(2) 定員21人以上30人以下	(1061単位)						+88単位		+488単位	
		(3) 定員31人以上40人以下	(976単位)						+51単位		+445単位	
		(4) 定員41人以上	(889単位)						+41単位			
	ハ 重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下	(1138単位)						+102単位		+68単位	
		(2) 定員16人以上20人以下	(863単位)						+205単位		+129単位	
		(3) 定員21人以上	(789単位)						+68単位		+77単位	
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員10人以下	(616単位)	× 70/100	× 95/100	× 80/100		+193単位				
		(2) 定員11人以上20人以下	(451単位)					+129単位				
		(3) 定員21人以上	(363単位)					+68単位				
	ホ 重症心身障害児の場合	(1) 定員5人	(1587単位)					+410単位				
		(2) 定員6人以上10人以下	(813単位)					+205単位				
		(3) 定員11人以上	(689単位)					+102単位				
家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき)	187単位を加算)									
	ロ 1時間以上	(1回につき)	280単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき)	187単位を加算)									
	ロ 1時間以上	(1回につき)	280単位を加算)									
食事提供加算	イ 食事提供加算( )	(1日につき)	42単位を加算)									
	ロ 食事提供加算( )	(1日につき)	58単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき)	150単位を加算)									

(続く)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算( ) (1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算( ) (1日につき6単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算( )	(1)定員40人以下 (1日につき 37単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)
		(6)定員81人以上 (1日につき 16単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算( )	(1)定員40人以下 (1日につき 20単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(6)定員81人以上 (1日につき 9単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)
-----------------	-----------------

特別支援加算	(1日につき 25単位を加算)
--------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算( ) (1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算( ) (1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算( ) (1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算( ) (1日につき 100単位を加算)

送迎加算	(片道につき 54単位を加算)
------	-----------------

延長支援加算	イ 1時間未満 (1日につき 61単位を加算)
	ロ 1時間以上2時間未満 (1日につき 92単位を加算)
	ハ 2時間以上 (1日につき 123単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +イの90 / 100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +イの80 / 100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)
-----------------	----------------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

## ・ 特例給付に関する検討の視点

### (1) 給付費等の種類

○ 給付費等については、法律上以下のものが規定されている。

#### i) 施設型給付費

・ 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を利用する教育標準時間認定、保育認定（満3歳以上、満3歳未満）を受けた子どもに対応。

- 認定こども園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園）を利用する教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付費
- 幼稚園を利用する教育標準時間認定を受けた子どもに対する給付費
- 保育所（公立施設）を利用する保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付費
  - ※ 標準教育時間認定を受けた子どもについては、給付費の中に全国统一で算定される部分と地方の裁量による部分が含まれ一体的に支給される。また、私立保育所を利用する保育認定を受けた子どもについては、委託費として市町村から施設に支払う。

#### ii) 特例施設型給付費

・ 緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。

- 認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育施設を利用した場合の給付費
- 幼稚園を利用する保育認定を受けた子ども（満3歳以上）に対する給付費
- 保育所を利用する教育標準時間認定を受けた子どもに対する給付費

#### iii) 地域型保育給付費

・ 保育認定（満3歳未満）を受けた子どもに対応。

- 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用する保育認定を受けた子ども（満3歳未満）に対する給付費

#### iv) 特例地域型保育給付費

・ 緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。

- 認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により事業を利用した場合の給付費
- 小規模保育等を利用する教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども（満3歳以上）に対する給付費
- 離島など特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保が困難な地域において、これに準じた保育を利用した場合の教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付費

## (2) 特例給付の利用形態

- (1) のとおり、 i) 施設型給付費、 iii) 地域型保育給付費については、それぞれの認定区分に応じた施設・事業を利用した場合に給付されるものであるが、 ii) 特例施設型給付費、 iv) 特例地域型保育給付費（特例給付）については、緊急利用時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できないものについて例外的に、市町村が必要と認める場合に給付することとされている。

※ 施設・事業の種類と設定可能な利用定員の認定区分は法律上決まっており（支援法31条・43条）、利用者と利用定員の認定区分がずれる場合の特例給付は、利用者の地位の安定や質の確保上、例外的に行われる必要がある。

- この特例給付について、法律上規定された利用形態を整理すると、

### I 緊急利用時の償還払い

- 認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により、

- a 教育標準時間認定を受けた子どもが、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
- b 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
- c 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
- d 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、特定地域型保育事業を利用する場合

⇒想定される具体的な事例

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもについて、年度途中での引っ越しに伴う、市町村を異にする転園等の場合には、転出先の市町村で新たに認定を受ける必要があるが、市町村の認定事務が遅延するケース
- ・ 保護者の緊急的な入院等の事由により保育の必要性が生じた場合など、緊急に保育所等への入所が必要な場合に、支給認定証の交付事務が遅延するケース
- ・ 震災その他の災害等の発生により、市町村の認定事務が遅延するケース

### II 本来の定員設定がない施設・事業を利用する場合

- 地域に認定区分に対応する施設がない場合などに、

- e 教育標準時間認定を受けた子どもが、保育所を利用する場合（特別利用保育を提供）

⇒想定される具体的な事例

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない（又は定員に空きがない）ため、保育所を利用するケース
- ・ 保育認定を受けて、保育所を利用していた子どもが、保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなったケース

- f 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、幼稚園を利用する場合（特別利用教育を提供）  
⇒想定される具体的な事例
- ・ 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、地域に保育所、認定こども園がないため、幼稚園を利用するケース
  - ・ 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の利用を希望したが、利用調整の結果、定員に空きがないことから幼稚園に入園するケース
  - ・ 両親が共働きの家庭の子ども（満3歳以上）などについて、保護者の希望により、幼稚園への入園を希望するケース
  - ・ 保育認定を受けて、保育所、特定地域型保育事業を利用していた子どもが満3歳を迎え、保護者の希望により幼稚園に転園するケース
- ※ 両親が共働きの家庭の子ども（満3歳以上）などが、希望して幼稚園を利用するケースについては、「教育標準時間認定を受けた子どもに係る簡素な手続き」と併せて対応を検討
- g 教育標準時間認定を受けた子どもが、特定地域型保育事業を利用する場合（特別利用地域型保育を提供）  
⇒想定される具体的な事例
- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない（又は定員に空きがない）ため、特定地域型保育事業を利用するケース。
  - ・ 保育認定を受けて、hにより特定地域型保育事業を利用していた子ども（満3歳以上）が、保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなったケース
- h 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、特定地域型保育事業を利用する場合（特定利用地域型保育を提供）  
⇒想定される具体的な事例
- ・ 特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、年度の途中で満3歳を迎えたが、受け入れ先の、保育所、認定こども園の定員に空きがないため引き続き特定地域型保育事業を利用するケース
  - ・ 特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、年度の途中で満3歳を迎えたが、保護者の希望により引き続き特定地域型保育事業を利用するケース

### Ⅲ 離島その他の地域における取り扱い

#### ○特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域で、

- i 教育標準時間認定を受けた子どもが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合（特例保育を提供）
- j 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合（特例保育を提供）
- k 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合（特例保育を提供）

## 特 例 給 付 の 利 用 形 態

	満3歳以上		満3歳未満
	①教育標準時間認定 (19条1項1号)	②保育認定 (19条1項2号)	③保育認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設（特例施設型給付費）			
認定こども園	a (Ⅰ)	b (Ⅰ)	c (Ⅰ)
保育所	e (Ⅱ)	b (Ⅰ)	c (Ⅰ)
幼稚園	a (Ⅰ)	f (Ⅱ)	—
特定地域型保育事業者（特例地域型保育給付費）			
小規模保育	g (Ⅱ)	h (Ⅱ)	d (Ⅰ)
家庭的保育	g (Ⅱ)	h (Ⅱ)	d (Ⅰ)
居宅訪問型保育	g (Ⅱ)	h (Ⅱ)	d (Ⅰ)
事業所内保育	g (Ⅱ)	h (Ⅱ)	d (Ⅰ)
特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域			
特例保育	i (Ⅲ)	j (Ⅲ)	k (Ⅲ)

※ a～dは、認定申請後、認定の効力が発生するまでの間のみ特例給付で対応。認定の効力が発生後は、通常の施設型給付費、地域型保育給付費が支給される。

## 1 両親が共働きの家庭等の子ども（満3歳以上）などの幼稚園利用

- ① 例えば両親が共働きの家庭の子どもが、幼稚園を利用する場合には、大きく以下の4パターンとなる。
- i 保護者が幼稚園を希望する場合
  - ii 地域に認定区分に該当する施設がない場合
  - iii 保育所又は認定こども園（満3歳以上・保育認定に対応する定員部分）が第1希望だが、定員に空きがなく幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定に対応する定員部分）に入園する場合  
例）保育所の利用を希望（単願・併願）→利用調整→幼稚園に入園
  - iv 幼稚園に入園する子どもが、保護者の就労等の理由により認定の際の要件に変更が生じた場合。
- ② その際の支援方法としては、以下の2パターンが考えられる。
- A 保育認定（満3歳以上）を受け、特例施設型給付（特別利用教育）の対象となるパターン
  - B 教育標準時間認定を受け、施設型給付の対象となるパターン
- ※ なお、いずれのパターンについても、教育標準時間を超えて利用する教育部分について一時預かり事業（幼稚園型）との整理が必要。

### 【検討の視点】

- ②のいずれのパターンによるかは、特例給付が例外的に行われるものであることを踏まえつつ、①のそれぞれのパターンに応じて、例えば以下のような事項を踏まえて検討する必要があるのではないかと考えられる。
- ・ 幼稚園は、保育認定の子どもの利用定員を設定して対応する給付を受けることは想定されていない（支援法）一方で、保育認定の有無にかかわらず、希望すれば誰でも入園できる性格の施設であること（学校教育法）。
  - ・ 保育認定の子どもについては、市町村が保育所・認定こども園により保育を確保することが必要であること（児童福祉法・支援法）。
  - ・ 市町村は、保育認定の有無にかかわらず、保護者の選択に基づき多様な施設・事業により提供体制を確保することが必要であること（支援法）。

## 2 保育認定を受けない子ども（満3歳以上）の保育所又は特定地域型保育事業利用

- 保育認定を受けない子どもが、保育所又は特定地域型保育事業を利用する場合には、大きく以下の2パターンとなる。
  - i 地域に認定区分に該当する施設がない場合
  - ii 保育所又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、保護者の就労状況等の変化により認定の際の要件に該当しなくなった場合

### 【検討の視点】

- その際の支援方法について、
  - 上記利用パターンについては、特例給付が例外的に行われるものであることを踏まえつつ、例えば以下の事項に留意した上で、教育標準時間認定を受け、特例施設型給付又は特例地域型保育給付（特別利用保育又は特別利用地域型保育）の対象とすることを認めてはどうか。
  - ・ 保育所は保育認定（現在は保育に欠ける要件への該当）が利用の前提であり（児童福祉法）、教育標準時間認定の子どもについては、当該認定区分の利用定員を設定可能な幼稚園・認定こども園により提供体制を確保することが必要であること（支援法）。
  - ・ なお、確認制度における利用定員の論点4（2）①ii（保護者の就労状況の変化に対応した保育所の利用定員の取扱い）との関係に留意する必要があること。

## 3 離島その他の地域における特例保育

### ○離島その他の地域の範囲

「特例保育」については、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域に居住地を有する支給認定保護者に対して行われるものであるが、その地域の基準について、内閣総理大臣が定めることとされている。

### 【検討の視点】

地域の基準については、現在、山間地及び離島等の地域で実施されている「へき地保育事業」の対象地域や、介護保険制度における離島その他の地域に支給される特例給付の地域の基準なども参考としつつ検討してはどうか。

## . その他

その他、公定価格の基本的な考え方（ルール）に関し、今後、検討していく必要があるものとして、以下のものが考えられる。

### ○公定価格の改定時期

公定価格については、物価等の変動等を踏まえて、額の改定を行っていく必要があるが、その際の改定時期について、検討していく必要がある。

### ○公定価格の表示方法

公定価格を設定するにあたって、その表示方法（価格表示）について、検討していく必要があるが、その際、現行の保育所運営費と同様に「円表示」とするか、他制度の例のように「単位（点数）表示」とするかについて、検討していく必要がある。

## (参考) 私立保育所に対する委託費の支払いについて

- 関連3法の国会での修正の結果、市町村の確認を受けた私立保育所（特定教育保育・施設であることが前提）に対しては、支援法附則第6条の規定により、施設型給付費ではなく、委託費として支払うこととされたが、この場合においても支援法第27条第3項の規定により算定した費用の額を委託費として支払うこととされている。

なお、応諾義務や運営基準の遵守といった点については、他の施設・事業との違いはない。

### <子ども・子育て支援法（抜粋）>

(保育所に係る委託費の支払等)

附則第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、一月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。

(施設型給付費の支給)

第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

- 一 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

## 【応諾義務】

<子ども・子育て支援法（抜粋）>

（特定教育・保育施設の設置者の責務）

第33条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

<改正児童福祉法（抜粋）>

第46条の2 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第32条第3項に規定により保育所における保育を行うことの権限及び第24条第5項又は第6項の規定による措置に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

※附則第73条の規定による読替え後の条文

## 【運営基準】

（特定教育・保育施設の基準）

第34条

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
  - 一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第27条第1項の確認において定めるものに限る。第5項及び次条第2項において「利用定員」という。）
  - 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であつて、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの